

東日本大震災復興支援宣言

宣言の趣旨

本年3月11日に東日本大震災が発生し、多くの方がお亡くなりになり、未だに行方不明の方々も数千に及ぶ。また、多くの方がその財産を失い、現在も避難生活を強いられている。

法友会会員は、震災直後から現地に赴いて被災者の方々に対する相談を実施し、またその後も多くの会員が被災地及び東京都内の避難所や弁護士会での法律相談に参加して被災者の方々の支援に取り組んできた。

私たちは、今後の復興支援活動について、以下のとおり宣言する。

- 1 東日本大震災の被災者の方々及び被災地域の自治体が求めるところを十分に把握するとともに、弁護士の社会的使命とその重要性を改めて認識し、被災者の方々に寄り添い、被災者の方々のためという原点を忘れることなく、その救済と被災地の復旧復興のために、継続して支援に取り組む。
- 2 被災者の方々の生活権の回復に向けて、関係法律の改正、新たな支援策・防災対策の構築、及び、被災状況を踏まえた法律の運用適用の変更等について、早期に関係機関に提言を行うことにより、被災者の方々の救済及び被災地域の復興に必要な法的な支援制度・枠組みが構築されるよう全力で取り組む。
- 3 地震・津波による被災にとどまらず、原子力発電所の損壊による被災と損害の発生が今も継続していることを改めて確認し、政府や東京電力に対し、損壊状況と放射性物質の飛散の実態や影響について即時に正確な情報を提供するように求めるとともに、被害発生 of 早急な収束を求め、被災者の方々への損害賠償が適正、迅速に実行されるための体制整備に取り組む。
- 4 原子力発電所の問題についてこれまで十分に検討してこなかったことを反省し、会員間で議論を重ね、これまでの我が国のエネルギー政策や実際の施設等の安全性や防災体制を検証し、将来の新たな実際の施設等の防災対策の構築の議論にも積極的に参加していくとともに、新たな我が国のエネルギー政策の在り方について、私たちが弁護士として、何ができるのか、何をなすべきかを含めて会員間で真摯に検討する。

宣言の理由

1 本年3月11日に発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震及び直後に太平洋沿岸地域を襲った巨大津波は、東北・北関東地方を中心に未曾有の被害をもたらした。広範な地域が壊滅的な被害を受け、いまだ被害の全容を把握できていない。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、その周辺地域においては、放射性物質による被害を受け、被災者の方々は二重三重の複合的な災害に苦しめられている。原発事故による被害は、今なお拡大を続け、最終的な損害がどの程度になるかは予測がつかない状況である。

私たち法友会会員の中には、震災直後から現地に赴いて被災者の方々に対する相談を実施し、またその後も多くの会員が被災地及び東京都内の避難所や弁護士会での法律相談に参加して被災者の方々の支援に取り組んできた会員がいる。このような会員の思いを法友会としての復興支援活動につなげる努力をしなければならない。

2 私たちは、多くの被災者の方々の生活権が害されあるいは脅かされている事態を前に、改めて、弁護士の社会的使命とその重要性を認識している。そして、被災者の方々に寄り添い、その救済と被災地の復興のために、自らが有する法的知識と提言力をいかに発揮していかなければならない。被災者の方々は多くの難題に取り組んでおり、大きな不安に見舞われている。私たちは、被災者の方々の不安を取り除き、心の支えとなるよう努めると共に、被災者の方々の復興への歩みを強力に後押しするため全力で取り組んでいく決意である。

3 私たちは、法友会の会員の献身的な支援活動を会としての活動につなげるために、法友会として震災復興支援に関する委員会を立ち上げ、PTを作り、義捐金を呼びかけ、法律相談担当者を被災地や都内避難所に派遣する努力もしている。それとともに私たちは、被災者の方々の不安や悩み、必要とする支援などについて情報を収集・検討し、必要な立法行政措置の提言を検討している。

しかし、今回の大震災による被災地域は東北地方の太平洋側を中心に広範囲に亘るうえ、周辺地域に避難した方々も多く、支援の対象とすべき地域は極めて広い。原発による放射性物質の放出及び電力不足のための計画停電、節電の影響も加えればその規模はさらに拡大する状況である。

加えて、必要とされる支援は地域ごとに異なり、また置かれる状況も刻一刻と変化し、次々と新たな支援が必要になっている。私たちは、決して、支援の行き届かない人、支援から外れる地域を作ってはならないのであって、被災地の弁護士・弁護士会、そして、全国の弁護士・弁護士会と協力して、すべての被災者の方々に対して必要にして十分な支援を行うことを目指すべきである。

4 私たちが万全の支援を実現するために検討すべき課題は多い。私たちは、こうした課題について、被災地の実情を踏まえて、関係法律の改正や新法の制定等を常に検討し、必要に応じてその立法提言を行うとともに、硬直的な運用適用を変更する必要があるものについては早期に関係機関に改善提言をする必要がある。その例を挙げれば、

次のとおりである。

- (1) 私たちは、被災者の方々の生活再建の足かせとなる不合理な債務（いわゆる二重ローン等の問題）から被災者の方々を解放することに全力を尽くさなければならない。被災債務者の負っている震災により失われた住宅や自動車のローン等の債務免除や債権の買取等を促進する緊急の措置の実現、早期の運用開始に向けて、基準や範囲の設定、これまでの災害との均衡など具体的な課題について検討する必要がある。
- (2) 厚生労働省の指針に基づいた運用によっても、なお、生活保護受給者が義捐金、仮払補償金、生活再建支援金等を受給した場合に、生活保護が停廃止されていることが報道されている。本来、義捐金は、被災者の方々の生活再建に利用すること、あるいは被災したこと自体に対する慰謝や弔慰を趣旨として支給されるものであって、社会通念上収入認定になじまないものとも言えることから、この点についても、なお検討が必要である。
- (3) 現行法やその運用の中には、被災地の実情に合致していないものがある。私たち法友会、法友全期会には、震災発生直後から実際に被災地に赴き被災者の方々から直接話を伺い、被災地の状況を直接見た多くの会員がいる。それ故、私たちは、直接被災者の方々から訴えられた実情、被災地域で実際に見た状況を十分に踏まえた法改正や運用の変更を提言することができる。

罹災都市借地借家臨時処理法は、もともと戦災処理の臨時法であり、現在の社会的経済的事情は戦後とは全く異なっている。私たちは以前より改正の必要を強く訴えてきたが、未だ何らの対応もなされていない。私たちは、問題の大きい優先借地権（第2条）及び借地権優先譲受権（第3条）の廃止、借家人のための優先借家権の充実（第14条）、復興に資するように仮設建築物目的の罹災一時使用権の創設、関連諸法との整合性等について、直ちに改正が行われるよう粘り強く関係機関に働きかけを続けていく必要がある。

被災者生活支援法は、被災者の方々の生活再建のための公的支援制度として創設されたものであるが、東日本大震災に十分対応していない。今回の大震災は同法が想定している自治体単位による被災世帯の住宅復興支援では対応できないものであり、自治体単位の枠組みを超えた支援が必要である。また東日本大震災では原発事故による被害が深刻であり、弾力的運用により「自然災害」（第2条）や因果関係の認定を行うことにより原発事故による被災世帯へも適用することも検討されるべきである。

災害弔慰金支給法は、被災者の方々や被災者の方々の遺族を物心両面で支援していくため創設された立法であるが、災害弔慰金の支給対象から兄弟姉妹が除外されている（3条2項）。しかし、被災により肉親を喪ったことへの心の痛みや死亡した肉親に対して十分な葬礼、供養を尽くしたいという感情について、

兄弟姉妹であることを理由とした違いは存在しない。この点については、支給対象が兄弟姉妹に拡大される方向で、近く与野党合意による改正案が今国会に提出され、成立する見通しとのことであるが、速やかな改正法の施行が望まれる。

災害救助法については、同法の運用においては、中小零細企業者に対する生業に必要な現金の支給を行っておらず、また同法には規定のない「現物給付の原則」が厳格に適用され、また、原子力災害特別措置法第26条2項、災害対策基本法第63条による警戒区域の設定によって避難した住民に対して災害救助法第23条2項による生活補償の支給を行っていないなど、被災地の実情に合わない運用が多い。私たちは、必要な運用の改善を早急に実現する方途を検討する必要がある。

- (4) 相続判断の熟慮期間については、本年6月17日に、東日本大震災で家族を亡くした被災者の方々に関して、本年8月末日までに死亡が確認された場合に限り、本年11月末まで期限を延期する民法の特例法が成立した。しかし、被災者の方々が仮設住宅の供給を受け生活状況の一応の安定が確保されたうえで熟慮されるべきであるとも思われ、上記の期限までに熟慮が可能か疑問もある。また、相続を検討するに当たり土地買取りや債務免除等の立法措置を待つ必要があること等を考慮すれば、熟慮期間についてさらなる伸長が必要かも検討されるべきである。
- (5) 東日本大震災は、前代未聞の大規模災害ゆえに、各地で多くの様々な紛争が生じることが避けられない。そのような中で、被災者の方々が弁護士の助力を必要としながら、弁護士費用の負担のためにそれを躊躇し、また裁判費用の負担のために法的解決を断念するようなことはあってはならない。震災により生活が困窮した被災者の方々が、必要な弁護士の法的支援を受けることができるようにするためには、法律扶助の要件を緩和するとともに、法律扶助の対象についても裁判手続に限定することなく行政手続等へ拡大することも検討されて然るべきである。また、費用の償還の負担のために扶助制度の利用が躊躇されることもあってはならないのであって、私たちは、費用の償還猶予及び免除を原則とすることも検討する必要がある。
- (6) 被災地の復興へのスピードを落とさないためには、法的紛争に長時間捉われてしまうことは避けるべきであり、弁護士が関与するADRを創設し、簡易かつ迅速な解決を図っていく必要性が高い。その内容、方法について、多くの検討及び調整が必要となるが、速やかな構築が行われるように私たちは提言し、協力していく必要がある。

相隣問題、賃貸借、労働災害及び親族・相続の問題等一般的な法的紛争のためのADRに限らず、膨大な被害者の多種多様な問題を簡易迅速に解決するため

にも、被災者の方々の不合理な債務からの解放のためのADR（被災債務者債務減免ADR）、被災した企業の早期の再生のための事業再生ADR（被災中小企業再生ADR）、さらには、原子力災害の損害賠償請求の迅速な処理のためのADR（原発損害賠償ADR）等の設置が検討されるべきである。

特に、原子力災害の損害賠償については、被害者と被害範囲も膨大であるうえ損害の中身も千差万別であり、その解決には多くの時間がかかることが避けられない。可能な限り速やかに解決を図るためにも原子力災害についての複雑な実情を把握する弁護士が、紛争解決に積極的に関与して被害者の早期救済を行う必要がある。既に近日中に予定される原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の公表に向けて、具体的な解決機関の検討が行われているが、早期の枠組みの構築に向けた関係機関への働きかけを行い、解決機関への人材派遣等を始め適正で迅速な解決が図れるよう体制の整備に向けて積極的な関与をしていかなければならない。

- (7) 被災地の行政に対しても支援をしていく必要がある。被災地の行政担当者も被災者の1人なのであり、行政にも多くの被害が生じている。そのような中、家庭を犠牲にし、公的立場を優先して活動している行政担当者も少なくない。

復旧復興のために課された問題は膨大であり、行政担当者の数が足りていないことは明らかである。被災地の建て直しのために行政が果たす役割は極めて大きい。私たちは、行政をバックアップすることが、被災者の方々への支援となることを認識し、そのために必要な方策を検討するべきである。

- 5 私たちは、また、他士業、他の専門家との連携も検討する必要がある。

当然のことながら、被災者の方々が必要としている支援は法的なものだけに限られず、法律以外の相談も望んでいることが少なくない。自動車、鉄道など移動の手段を奪われた被災者の方々の置かれた実情からすれば、他の専門家それぞれに個別に相談に赴かなければならないような不便を強いるべきではない。私たちが、他士業、他の専門家と連携し協働するワンストップの相談所の実現を検討するべきである。これにより被災者の方々はひとつの場所で多くの悩みや相談を解決できるようになる。

- 6 地震・津波による被災にとどまらず、原子力発電所の損壊による被災と損害の発生が今も継続している。被災者の方々が負った損害の拡大を防ぎ、また、新たな損害の発生を防止するためには、政府や東京電力から、福島第一原子力発電所の損壊状況と放射性物質の飛散・漏洩の実体や影響について即時に正確な情報が開示・提供され、被害がいまなお継続する現状を速やかに収束させる必要がある。私たちが、被災者の方々のために、政府や東京電力に対し、これらの正確な情報を適時・適切に開示・提供するよう積極的に働きかけることを検討して然るべきである。

- 7 福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出は、ひとたび原発事故が起きれば、その被害は甚大で、かつその回復に長い期間を必要とすることを、改めて知ら

しめることとなった。そして、原子力発電所の安全対策の不備や原子力安全規制行政に内在する矛盾が、この原発事故における被害をもたらし、その拡大を招来した原因の一つでもある。私たち法友会が原子力発電所の問題についてこれまで十分に検討しこなかったことを反省し、再び同種の被害が発生したり、また、拡大したりすることを防止するべく、原子力発電所等実際の施設の安全性・防災対策や原子力安全行政の実情を検証し、発電所等の施設の防災対策の構築の議論、原子力安全行政の在り方の議論にも積極的に参加していくことが必要である。

さらに、現在の我が国のエネルギー政策が今般の甚大な被害をもたらした原子力発電所に依存したものとなっていることを直視すれば、今後の新たな我が国のエネルギー政策の在り方についても、私たちが弁護士として、何ができるのか、何をなすべきかを含めて会員間で真摯な議論を重ねていく必要がある。

- 8 すべての被災者の方々が元の生活に戻ることができるには相当の期間がかかることは避けられない。私たちは、将来にわたって継続して被災地の復興のための支援活動が続けていく必要がある。そのためには、支援が続けていくための組織と仕組みを構築し、また、なによりも大震災の災害に苦しむ被災者の方々の最後の一人が従前の生活に戻ることができるまで被災者の方々に寄り添い支援することが弁護士の使命で有ることを改めて確認し、3月11日に発生した東日本大震災という未曾有の国難に正面から向き合い今後ともあらゆる支援のための活動を継続するものである。

今こそ被災者の方々の支援のために弁護士の力が求められている時であり、私たちは、被災者の方々のためという原点を忘れることなく積極的かつ継続的に支援活動を推進していく覚悟である。

上記のとおり宣言する。

平成23年7月9日

法 友 会
法 友 全 期 会